

令和5年度

田沢二期農業水利事業

# 第二田沢幹線用水路（その51）他補完工事

## 特 別 仕 様 書

東北農政局 田沢二期農業水利事業所

## 第1章 総則

田沢二期農業水利事業第二田沢幹線用水路（その51）他補完工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1 目的

本工事は、田沢二期農業水利事業計画に基づき、第二小滝川サイホン他を改修、補修等するものである。

### 2 工事場所

秋田県大仙市豊岡字小滝地内他

### 3 工事概要

本工事は、第二小滝川サイホン他の改修、補修等工事で、概要は次のとおりである。

[内 訳]

施工場所① 第二小滝川サイホン	管更生工	L=59.045m
	施工始点	No. 190+9.115
	施工終点	No. 193+8.160

[内 訳]

製管工	L=50.915m
付帯工	1式
仮設工	1式

施工場所② 北沢サイホン工事用道路	仮設橋梁撤去工	1式
-------------------	---------	----

施工場所③ 大相沢トンネル	横坑ハッチ部閉塞工	1式
	管理用階段撤去工	1式

施工場所④ 第36・37号開渠工	法面防草対策工	770m <sup>2</sup>
------------------	---------	-------------------

施工場所⑤ 北谷地沢サイホン	点検用進入室閉塞工	1式
----------------	-----------	----

施工場所⑥ 齊内川サイホン	トランジション及び放水工補修	L=44.100m
	施工始点	No. 115+46.400
	施工終点	No. 117+54.091

[内 訳]

目地補修工	5箇所
断面修復工	9.87m <sup>2</sup>
ひび割れ注入工	170.7m

放水工目地補修工	7箇所		
栗沢川サイホン		出口トランジション補修	L=6.000m
		施工始点	No. 103+26.300
		施工終点	No. 103+32.300

[内訳]

目地補修 1箇所

#### 4 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

### 第3章 施工条件

#### 1 工程制限

水路内の施工は、令和5年9月11日の落水後に着手するものとする。

#### 2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等103日を見込んでいる。

なお、休業日には土曜日・日曜日・祝日・夏季休暇・年末年始休暇を含んでいる。

#### 3 現場技術員

本工事に、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する場合は、氏名等について別途通知する。

#### 4 管更生工法の図面に示す標準断面は参考設計断面であり、記載する工法を指定するものではない下記条件を満たす管更生工法の内、工法を承諾するものである。

設計条件 管体に作用する外力 NO.190+9.115~NO.193+0.030 4.211KN・m/m  
(現況基礎形式 砕石基礎 施工支持角90°)

管体に作用する内圧 0.110Mpa

既設管に対する断面率 87.1%以上

既設管路内径 Φ1350mm、更生管路内径 Φ1260mm

管更生後の粗度係数 n=0.010

施設最大流量  $Q_{max}=2.679m^3/s$

管体設計の条件 設計条件を満足する構造計算を行うものとする。

### 第4章 現場条件

#### 1 土質

本工事の施工場所①は砂質土、②、⑤は土砂を想定している。

## 2 関連工事（施工場所①）

本工事に関連する工事は次に示す工事であり、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。

- ・ 第二田沢幹線用水路（その50-1）工事  
（施工時期：令和4年11月～令和5年11月）
- ・ 第二田沢幹線用水路第二小滝川サイホンゲート他製作据付工事  
（施工時期：令和4年7月～令和5年10月）

## 3 第三者に対する措置

### （1）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

### （2）安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書第1編3-2-2一般事項1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を走行する場合には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の走行に際しては適切に誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

### （3）交通対策

公共道路の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬように受注者の責任において維持管理に努めなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。

## 第5章 指定仮設

### 1 管更生工法（施工場所①）

管更生工法に関する下記事項においては参考設計仕様の場合であり、他の工法による場合は監督職員と協議し、仕様を決定するものとする。

- ・ 換気設備工 管内作業に伴う換気については、入管前から出管までを継続して送風するものとし、送風機（風量120m<sup>3</sup>/min）で換気するものとする。

### 2 工事用道路

#### （1）工事用道路（施工場所①）

工事用道路は第二田沢幹線用水路（その50-1）工事で造成した工事用道路を使用することで考えており、使用にあたっては隣接する工事と十分に工事工程を調整しなければならない。

#### （2）工事用道路（施工場所⑤）

受注者は図面に基づき工事用道路を設置するものとし、耕地への設置にあたっては雑物混入を防ぐため土木シートを敷設し、使用するものとする。

工事用道路の工事期間中における補修、維持管理は、受注者の責において実施しなければならない。

なお、使用にあたっては、事前に幅員を確認し、拡幅・隅切等について検討するものとし、必要に応じ監督職員と協議するものとする。また、善良な道路使用にもかかわらず路面等の修復が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 3 建設発生土受入地

本工事で発生する建設発生土は、次に示す箇所に搬出するものとするが、協議により変更する場合がある。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
川口幅仮置場	大仙市太田町川口字幅地内	176m <sup>3</sup>	

### 4 仮置場

埋戻土及び工事用資材等の一時置場は、発注者が確保している工事用地内とするが、状況によりその他の場所に搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、使用後は、使用時に発生した雑物、石等を取り除き復旧するものとする。

### 5 敷鉄板（施工場所①、⑤）

工事用道路には敷鉄板の使用を考えているが、市場の流通性から敷鉄板が必要量確保できない場合は監督職員に報告するものとする。

なお、他の資材への変更等については監督職員と協議するものとする。

### 6 水替工

(1) 工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

第二小滝川サイホン 管更生工 : Q<sub>max</sub>=6 m<sup>3</sup>/hr未満 (作業時排水)

北谷地沢サイホン 点検用進入室閉塞工 : Q<sub>max</sub>=6 m<sup>3</sup>/hr未満 (作業時排水)

斉内川サイホン トランジション及び放水工補修 : Q<sub>max</sub>=6 m<sup>3</sup>/hr未満 (作業時排水)

(2) 水替工における排水先は監督職員の指示によるものとし、事前に水量の測定を行って確認するとともに、これらの状況写真を撮影し監督職員に提出するものとする。

### 7 除雪工

除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。なお、除雪工は除雪実績により変更追加する。

## 第6章 工事用地等

### 1 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、「別紙-2」に示すとおりである。

### 2 工事用地等の使用及び返還

(1) 工事用地等の使用にあたっては、別紙-3「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保を予定している工事用地等のうち農地については、工事施工に先立ち、地盤高を

おおむね5mメッシュ及び各種変化点で測定し監督職員に提出するとともに、監督職員立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

- (3) 工事完了後は、前述(2)と同様に地盤高を測定し、地盤高の差を整理した資料を監督職員に提出するものとする。
- (4) 工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知し、返還する際には立会わなければならない。
- (5) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。また、発注者が確保を予定している用地のうち、借地契約手続きの長期化により工事工程に支障を生ずる恐れがある場合には、受注者に借地契約を委任する場合がある。

### 3 境界杭

本工事の施工に先立ち、用地境界杭及び基準杭等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。

なお、これらの杭は工事施工中にあっても紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は監督職員と打合せのうえ、引照杭等を設け工事終了後復元するものとする。

## 第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

## 第8章 工事用材料

### 1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

#### (1) 管更生工法（施工場所①）

管更生工法に関する下記事項においては参考設計仕様の場合であり、他の工法による場合は監督職員と協議し、仕様を決定するものとする。

ア 管更生材料 硬質塩化ビニル製帯状体 80SWA、W型スチール補強材 一体型

性能等諸元は下表のとおりである。

項	目	値
引張強さ		37.2Mpa

イ 裏込材 裏込モルタル

比重2.0以上、圧縮強度（材令28日）55N/mm<sup>2</sup>、フロー値280~370mm

#### (2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

SD295(D13)

#### (3) 石材

再生クラッシャーラン RC-40

#### (4) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの 種類による 記号	摘要
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	BB	均しコンクリート
鉄筋コンクリート	21	12	25	55以下	BB	現場打フォーム

(5) 目地補修材 (目地充填工法)

目地充填に使用する目地材は、シリコン系とし、以下の条件を満たすものとする。

要求性能項目	品質項目	照査方法		品質規格値	
基本的性能	耐候性	紫外線による劣化	JSCE-K 511 (ケソ 1,000 時間又はサソイン 600 時間)		ひび割れ、変色などがないこと
	付着性	伸び率	JIS A 1459 の 5.20 「引張接着性試験」	標準条件	伸び 100%以上
			+23℃水中で 28 日浸漬後、JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	水中条件	伸び 60%以上
			5℃で 28 日養生後、JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」	低温条件	伸び 100%以上
	止水性	水圧による漏水	目地充填工法の止水性試験方法 (試験水圧 0.1MPa、水圧保持時間 3分)		漏水がみとめられないこと
	伸縮追随性	伸縮による剥離・破断	JIS A 1439 の 5.17 の「耐久性試験」における目地幅の拡大・縮小変形率±20%×繰返し回数 3,650 回 評価は JIS A 5758 の 8. 「検査」による。		剥離・破断のないこと
	耐水性	吸水率	+23℃の水中で 28 日浸漬後、JIS K 6251 ダンベル 2 号試験体の重量変化率を JIS A 1439 の 5.20 「養生後」と比較。		吸水率 10%以下
形状安定性	50%モジュラス	JIS A 1439 の 5.20 の「引張接着性試験」		50%モジュラス 0.2N/mm <sup>2</sup> 以上	

(6) 断面修復材 (左官工法)

要求性能項目	品質項目	照査方法		品質規格値
付着性	付着強度	JSCE-K561 (乾燥繰返し及び湿冷繰返し回数は 10 サイクル)	標準条件	1.5N/mm <sup>2</sup> 以上
			多湿条件	
			低温条件	
			水中条件	1.0N/mm <sup>2</sup> 以上
			乾湿繰返条件	
			湿冷繰返条件	

圧縮性	圧縮強度	JSCE-K561 (28日養生)	21.0N/mm <sup>2</sup> 以上
乾燥収縮性	長さ変化率	JIS A 1129-3 (温度 23±2℃、湿度 50±5%)	変化率 0.05%以下
中性化	中性化	JIS A 1153 (促進機関 4週間)	中性化深さ 5mm 以下
凍結融解性	相対動弾性係数	JIS A 1148 (A法) (凍結融解 300 サイクル)	85%以上

(7) ひび割れ注入工 (樹脂系注入)

要求性能項目	品質項目	照査方法	品質規格値
粘性	粘度又はフィック係数	JIS K 6833	1.0Pa・s 以下又は 4±1
使用可能時間	可使時間	温度上昇法	30分以上
硬化収縮性	収縮率	JIS A 6024	3.0%以下
接着性	標準条件 (乾燥面)	JIS A 6024	6.0N/mm <sup>2</sup> 以上
	特殊条件 (湿潤面)		3.0N/mm <sup>2</sup> 以上

2 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
管更生工法 硬質塩化ビニル製帯状体	試験成績書・粒度分析表
管更生工法 裏込モルタル	配合設計書・試験成績書
石材	試験成績書・粒度分析表
コンクリート	配合設計書・試験成績書
鉄筋	ミルシート
目地充填材	カタログ・試験成績書
バックアップ材	カタログ
プライマー	カタログ
断面修復材	カタログ・試験成績書
ひび割れ補修材	カタログ・試験成績書

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、原則として使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材料名	検査項目	備考
管更生工法 管更生材 硬質塩化ビニル製帯状体	外観、形状	現場搬入時
管更生工法 裏込モルタル	圧縮強度試験 フロー値	現場搬入時
目地充填材	空缶数量	施工完了後、空缶確認を行う
プライマー	空缶数量	施工完了後、空缶確認を行う
断面修復材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う
ひび割れ補修材	空缶数量	施工完了後、空缶確認を行う

#### 4 建設資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
石材（基礎砕石）	RC-40	仙北市、大仙市、横手市、仙北郡美郷町
敷鉄板（仮設材）	t22×1524×6096	秋田市

## 第9章 施工

### 1 一般事項

#### (1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

#### (2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する必要があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認の時期・頻度	遠隔確認対象	備考
管更生工 硬質塩化ビニル製帯状体	送込速度	初期施工段階で1箇所	○	管更生工
管更生工 裏込モルタル	注入圧力	初期施工段階で1箇所	○	管更生工

### 2 再生資源等の利用

#### (1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	敷砂利、構造物基礎材

### 3 建設資材等の搬出

#### (1) 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
【施工場所①】 鉄筋コンクリート殻	高三建設(株) 大仙環境保全センター	大仙市下鶯野字遠藤65-38他	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者
【施工場所②】 アスファルト殻	(株)企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東根字 西の沢11	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者
【施工場所⑤】 鉄筋コンクリート殻	(株)企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東根字 西の沢11	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者
【施工場所⑥】 無筋コンクリート殻	(株)企業さきがけ	仙北郡美郷町金沢東根字 西の沢11	8時～ 16時30分	再資源化 施設業者

### 4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

### 5 管更生工法(施工場所①)

管更生工法に関する下記事項においては参考設計仕様の場合であり、他の工法による場合は監督職員と協議し、施工を決定するものとする。

(1) 管内の状況

管内面洗浄後、管内の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するものとする。

なお、調査結果により漏水等の補修が必要な場合や、管更生工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 事前処理

施工に先だち管内面を人力のスプレーガン洗浄により施工の支障となる雑物の除去を行うものとする。

なお、圧力をもった侵入水や多量の侵入水が見つかった場合は、裏込モルタルの充填状況に影響を及ぼす恐れがあることから止水を行う。また、止水方法については監督職員と協議するものとする。

(3) 施工時の管理

製管作業においては、以下の点に留意して施工するものとする。

ア 送り出し作業工

(ア) 管内に硬質塩化ビニル製帯状体をスムーズに供給できるように適切な位置にドラムを設置しなければならない。

(イ) 硬質塩化ビニル製帯状体に損傷を与えず、且つ、常に螺旋状の供給形態を維持できるように、ドラム、坑口、製管装置の配置に応じて適切に作業員を配置するものとする。

(ウ) 硬質塩化ビニル製帯状体に傷、白化、割れ等の異状が無いことを確認しながら作業を行うものとする。なお、異状が認められた場合は製管作業を中止し、異状箇所を取り除くなどの措置を施すものとする。

イ 製管工

(ア) 硬質塩化ビニル製帯状体が確実に嵌合するよう製管機への誘導は適切に行うものとする。

(イ) 硬質塩化ビニル製帯状体の送り出し作業は、硬質塩化ビニル製帯状体のねじれが生じないように注意するものとする。

(ウ) 製管速度（硬質塩化ビニル製帯状体送り込み速度）は、5～10m/分を標準とし、これを超える速度で施工しないものとする。

(エ) 製管時においては、製管長が長く硬質塩化ビニル製帯状体の長さが1ドラム分以上必要な場合、または製管作業が1日以上にわたり硬質塩化ビニル製帯状体を切断する場合は硬質塩化ビニル製帯状体同士を熱融着により接合する。

なお、スチール補強材一体型の硬質塩化ビニル製帯状体を使用する場合は、製管途中でスチール補強材をはめ込んで接続し、製管終了後突き合わせ面を塩ビ溶接する。

ウ 注入口取付及び浮上防止

(ア) 既設管と更生管の隙間は、上下流口とともに裏込め材注入に備えシールするとともに、裏込め材注入用パイプ及びエア抜キパイプを取り付ける。裏込め材注入完了後両パイプを撤去する際は、可塑性モルタルと同等以上の強度を有するセメント材等にて充填を行うものとする。

(イ) 更生管内に金属チェーン等の重しを引きならし、両端に止水栓を設置して管内に充水する。

エ 裏込め注入工

(ア) 注入作業

ア) 作業開始前には、気温、水温、粉体温度及びエマルジョン温度を測定し、裏込モルタル注入管理表を記録するものとする。

- イ) 注入圧力は最高 0.05Mpa とし、管に変形等の影響を及ぼさないよう十分注意しねければならない。
- ウ) 注入作業の完了は、必ずエア抜き口から裏込モルタルが溢流することが確認するものとする。
- エ) 外気温が 5~30° C での施工を原則とするが、これ以外の外気温で施工する場合は、混練水等の温度調節を行うこと。  
なお、混練水等の温度調整を行っても品質確保が難しいと判断される場合は、硬質塩化ビニル製帯状体及び裏込モルタルの初期養生等を行うものとする。ただし、混練水の温度は 40° C 超えてはならない。
- オ) 流量計（注入量積算計）を用いて注入量を連続的に計測し、チャート紙に記録し監督職員に提出するものとする。
- カ) 裏込モルタル硬化後、打音又は支保工孔からの目視等により充填状況を確認するものとする。
- キ) 注入作業前及び注入作業後は、注入ホースや注入配管内の清掃を十分行うものとする。また、注入設備の計量機器内部を清掃し、計量の精度を上げるものとする。
- ク) エア抜き管等より溢流したモルタルは下流に流さずポリ袋等で受け取り産業廃棄物処理するものとする。
- ケ) モルタルはアルカリ性が強いので、素手で取り扱わず、人体や眼に付着した時は直ちに清水で洗い落とすこと。

#### オ 仕上げ工

- (ア) 注入用管口仕上げ工は、施工範囲の位置で切断し、無収縮モルタルなどで仕上げるものとする。

## 6 土工

### (1) 掘削

#### ア 掘削（施工場所①、⑤）

- (ア) 掘削土は一時置きした後、埋戻及び盛土に流用する計画であるが、流用可能かを判断するための土質試験を行い、試験結果を監督職員に提出するものとする。  
なお、埋戻・盛土材に流用できないと判断された場合は監督職員と協議するものとする。
- (イ) 埋戻及び盛土に流用する材料を仮置きする場合は、雑物混入防止、流亡防止等適正に管理しなければならない。
- (ウ) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- (エ) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、その恐れが認められる時は速やかに監督職員と協議しなければならない。
- (オ) 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。
- (カ) 掘削法勾配については、法高 2.0m 未満は 1:0.5、法高 2.0m 以上は 1:1.0 で考えているが、現場条件等により掘削法面の安定確保が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (キ) 流用する発生土の室内試験を実施し、埋戻材として基準とする締固め密度に適するか否かを協議しなければならない。

#### イ 掘削（施工場所②）

- (ア) 掘削土は指定の建設発生土受入地へ搬出し、整地するものとする。

- (イ) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- (ウ) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生または、その恐れが認められる時は速やかに監督職員と協議しなければならない。
- (エ) 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。
- (オ) 掘削法勾配については、法高2.0m未満は1:0.5、法高2.0m以上は1:1.0で考えているが、現場条件等により掘削法面の安定確保が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 埋戻及び盛土（施工場所①、⑤）

ア 締固め方法

(ア) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるよう均等にまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

(イ) 構造物より50cmまでの範囲については、振動コンパクタ等により十分締固めなければならない。

イ 埋戻及び盛土形状

埋戻及び盛土形状については、現況地形等により変更する場合がある。

7 構造物取壊し工及び撤去工

(1) コンクリート構造物取壊し（施工場所①、⑤）

ア コンクリート構造物の取壊しにあたり、取壊し前に不可視部等を含めて寸法を計測し、監督職員に報告するものとする。なお、現場条件等によりコンクリート構造物の取壊しが困難な場合は監督職員と協議する。

イ 殻の処理にあたり、コンクリート構造物の単位体積重量は土地改良工事数量算出要領（案）のとおり考えているが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により単位体積重量に差違が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 工事施工上支障となる既設構造物があった場合は監督職員に立会いを求め、現地確認を実施したうえで事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員が了解のうえ撤去するものとする。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者の資格は、入札公告による。

2 施工管理

施工管理の追加事項

農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) 管更生工法の留意事項

管更生工法の施工管理に当たっては、事前に施工管理位置の選定を行い、設計値について監督職員と協議するものとする。

(2) 施工管理の追加項目

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとするが、細部については、監督職員と打ち合わせのうえ実施するものとする。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

また、施工管理基準に定めのない追加項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

#### ア 管更生工法

##### (ア) 施工管理

管更生工の施工管理方法及び施工管理基準等について記載した施工管理計画書を、施工に先だち監督職員に提出し、承諾を得るものとする。

なお、裏込モルタル注入圧が外圧強さ以上とならないよう注入圧を定め管理すること。また、裏込モルタルの注入量、注入圧力、比重、フロー値を管理・記録すること。

##### (イ) 品質管理

受注者は、使用する材料の品質を確認するため、施工に先だち品質管理試験を行い、結果を監督職員に提出すること。

試験項目は「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン：(公社)財団法人日本下水道協会」によるものとする。

### 3 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)～(4)によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェッ

クシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### （５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費に要する費用に含まれる。

### 4 情報共有システムについて

- （１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- （２）情報共有システムの活用は、共通仕様書「工事の情報共有システム活用要領」による。

### 5 工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う試行工事である。
- （２）遠隔操作の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」によるものとする。
- （３）受注者は、本工事において施工状況を確認するためにウェアラブルカメラ等による撮影を行っていることを施工現場に掲示して周辺住民等の理解につとめなければいけない。
- （４）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- （５）本試行にかかる費用は一括計上価格に計上する。

## 第11章 条件変更の補足説明

### 1 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については設計変更しないことがある。

- （１）監督職員が設計変更に必要な構造計算、図面作成等を指示した場合。
- （２）第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- （３）現場状況、気象状況等により構造及び工法を変更する必要があるが生じた場合。
- （４）排水量、排水箇所に変更が生じた場合。
- （５）各工種の数量に変更が生じた場合。
- （６）10cm以上の除雪及び排雪が必要となった場合。なお、その際は除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪及び排雪方法等）を監督職員に報告するものとする。
- （７）工事に支障となる立木等の伐採・処理を指示した場合。
- （８）工事に支障となる構造物及び異物が確認された場合。
- （９）公共事業関係調査の実施が必要となった場合。
- （10）本工事歩掛調査等を監督職員が指示した場合。
- （11）歩掛調査の結果、大幅な差違が生じた場合。
- （12）道路管理者や公安等との協議により、交通誘導警備員の配置が必要となった場合
- （13）道路復旧が必要となった場合。
- （14）関係機関及び地元との調整により工事を変更・追加する場合。

- (15) 土質状況等により構造及び工法を変更した場合。
- (16) 既設利用箇所の補修工が必要と判断した場合。
- (17) 用地境界杭（コンクリート杭）の設置を追加する場合。
- (18) 濁水処理対策が必要となった場合。
- (19) 隣接する工事との施工調整により工期を変更する必要がある場合。
- (20) 防火用水、生活用水施設の造成を指示した場合。
- (21) 抱返頭首工落石防止柵の補修を指示した場合。

## 第12章 その他

### 1 契約後VE提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～6-4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) VE提案の適否等

ア VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性及び設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額

の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行う。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下、「VE管理費」という。)を削減しない。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合でも前記カのVE管理費については、変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) VE提案書の使用

受注者のVE提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者がVE提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

## 2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R又はBD-R)正副2部
- ・工事完成図書の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

## 3 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は管理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」等における日付)とする。

## 4 ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

## 5 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 6 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和5年7月28日から令和6年3月8日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和5年7月27日まで)

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

## 7 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

### (1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

### (2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

### (3) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、「良質構造物設計施工技術検討業務実施要領」を参考として必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 8 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

### (1) 洋式便座

### (2) 水洗機能（簡易水洗含む）

### (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）

### (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

### (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）

### (6) 付属設備（衣装掛け等のフック付又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

## 9 週休2日による施工

(1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を

一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

ア 補正係数

	4週8休以上  （現場閉所率 28.5%（8日/28日） 以上）	4週7休以上 4週8休未満  （現場閉所率 25%（7日/28日） 以上28.5%未満）	4週6休以上 4週7休未満  （現場閉所率 21.4%（6日/28日） 以上25%未満）
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04

イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

(7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況

に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区分	補 正 係 数		
		4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
鉄筋工（太径鉄筋を含む）	—	1.05	1.03	1.01
法面工	—	1.02	1.01	1.00

#### 10 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

**【働き方改革】**

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

#### 11 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に

応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が28℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更するものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※ 補正係数：1.2

## 12 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置

	⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施を含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

13 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について  
 新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

14 1日未満で完了する作業の積算について

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

## 15 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい職場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別を基本とし、(2) ア(ア)～(サ)の設備・機能を満たしているものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい職場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約において、その整備に必要な費用を計上する試行工事である。

### ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物を置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### 【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

### イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(ア)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～

(チ) の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

#### 16 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

#### 17 施工箇所が点在する工事の適用

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、施工場所①～施工場所⑥（以下、施工箇所という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇

所毎に設定する。一般管理費については、工事箇所毎ではなく、通常積算方法により算出する。

### 第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当り疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
【施工場所①】 第二小滝川サイホン	管更生工			
1. 管更生工				
(1) 硬質塩化ビニル製帯状体	曲線部			
硬質塩化ビニル製帯状体	曲線部	m	200.5	
(2) 内面被覆工(曲線部)	更生管径1260mm(既設管径1350)			
製管工	曲線部	m	4.0	
裏込注入工	曲線部	m <sup>3</sup>	0.6	
管口(抗口)仕上工	曲線部	式	1	
機械器具損料	曲線部	式	1	
(3) 硬質塩化ビニル製帯状体	直線部			
硬質塩化ビニル製帯状体	直線部	m	2,418.8	
(4) 内面被覆工(直線部)	更生管径1260mm(既設管径1350)			
製管工	直線部	m	47.3	
裏込注入工	直線部	m <sup>3</sup>	7.0	
管口(抗口)仕上工	直線部	式	1	
機械器具損料	直線部	式	1	
(5) 仮設備工	曲線部+直線部			
仮設備工	曲線部+直線部	式	1	
(6) 特許使用料	曲線部+直線部			
特許使用料		式	1	
(7) 底部モルタル打設工				
底部モルタル打設工		式	1	
(8) 換気工	曲線部+直線部			
換気設備工		式	1	

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(9)管渠洗浄工	曲線部+直線部			
管渠洗浄工		式	1	
2. 鋼製曲管	塗装塗替			
(1)鋼製曲管	塗装塗替			
下地処理		m2	16.3	
塗装塗替		m2	16.3	
3. 下流トランジション				
(1)土工				
掘削		m3	2.2	
床掘り		式	1	
埋戻		式	1	
盛土工		m3	0.2	
残土処理工		m3	4.0	
(2)整形仕上げ工				
法面整形		m2	4.0	
(3)基礎工				
基面整正		m2	11	
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m2	11	
型枠	均しコンクリート	式	1	
均しコンクリート	18-8-25 BB	m3	0.5	
(4)本体工				
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	21-12-25 BB	m3	5.8	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.333	

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋	SD295, D16	ton	0.217	
ステップ	B-300、φ19	個	5	
(5)継目工				
目地板	エラスチックファイバー t=10mm	m <sup>2</sup>	2	
シール		m	9.8	
(6)水抜工				
ウィープホール	φ50mm	箇所	4	
(7)蓋板工	鋼製蓋			
縞鋼板蓋	1750~1829×400×4.5	枚	1	
縞鋼板蓋	1829~1907×400×4.5	枚	1	
(8)蓋板工	コンクリート蓋			
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	21-12-25 BB	m <sup>3</sup>	1.6	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.149	
蓋板設置		枚	4	
4. 構造物撤去工				
(1)構造物撤去工				
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート	m <sup>3</sup>	5.0	
(2)産業廃棄物処理費				
殻運搬・処理	有筋コンクリート殻	m <sup>3</sup>	5.0	
5. 仮設工				
(1)仮設工				
敷鉄板		m <sup>2</sup>	73	
(2)水替工				

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水替工	掘削水路内	箇所	1	
6. その他				
(1) 運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板	ton	12.83	
(2) 準備費				
既設本管調査工	φ 1350	m	55.093	
【施工場所②】 北沢サイホン	仮設橋梁撤去			
1. 仮設橋梁撤去				
(1) 仮設橋梁撤去	白岩橋補強仮橋①			
掘削		m3	80	
土砂等運搬・整地	川口幅へ搬出	m3	80	
アスファルト舗装撤去		m2	80	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m3	3.2	
仮設下部撤去		橋	1	
仮設上部撤去		ton	15.83	
仮設覆工板撤去		m2	32	
仮設高欄撤去		m	20	
現場発生材運搬	川口幅へ搬出	ton	17.36	
(2) 仮設橋梁撤去	白岩橋補強仮橋②			
掘削		m3	80	
土砂等運搬・整地	川口幅へ搬出	m3	80	
アスファルト舗装撤去		m2	80	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m3	3.2	
仮設下部撤去		橋	1	

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設上部撤去		ton	15.83	
仮設覆工板撤去		m2	40	
仮設高欄撤去		m	20	
現場発生材運搬	川口幅へ搬出	ton	17.36	
(3) 仮設橋梁撤去	杉沢橋補強仮橋撤去			
掘削		m3	5.0	
土砂等運搬・整地	川口幅へ搬出	m3	5.0	
アスファルト舗装撤去		m2	81	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m3	3.2	
仮設下部撤去		橋	1	
仮設上部撤去		ton	15.83	
仮設高欄撤去		m	20	
現場発生材運搬	川口幅へ搬出	ton	17.36	
(4) 仮設橋梁撤去	北沢橋補強仮橋撤去			
掘削		m3	11	
土砂等運搬・整地	川口幅へ搬出	m3	11	
アスファルト舗装撤去		m2	90	
殻運搬・処理	アスファルト殻	m3	3.6	
仮設下部撤去		橋	1	
仮設上部撤去		ton	8.76	
仮設履工板撤去		m2	60	
仮設高欄撤去		m	20	
現場発生材運搬	川口幅へ搬出	ton	23.66	
2. 道路補修工				

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1) 道路補修工				
道路補修工	杉沢橋補強仮橋から北沢橋補強仮橋	m2	690	
【施工場所③】 大相沢トンネル	横坑ハッチ部閉塞工及び 管理用階段工撤去工			
1. 大相沢トンネル				
(1) 大相沢トンネル	横坑ハッチ部閉塞工			
差筋アンカー	D10*450	本	8	
コンクリート人力打設	18-8-25 BB	m3	0.3	
型枠工		式	1	
溶接金網	φ6*100*100	m2	1.0	
手車運搬		m	2,040	
(2) 大相沢トンネル	管理用階段工撤去工			
切断工		m	86.6	
仮設階段		m	22.3	
人力運搬		ton	1.60	
手車運搬		m	1,500	
【施工場所④】 第36・37号開渠工	法面防草対策工			
1. 防草対策工				
(1) 防草対策工				
防草シート	t=2mm	m2	770	
【施工場所⑤】 北谷地沢サイホン	点検用進入室閉塞工			
1. 作業土工				
床掘		式	1	
埋戻		式	1	
土砂等運搬	川口幅から搬入	m3	6.0	

# 工 事 数 量 表

別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
盛土法面整形		m2	7.0	
人力荒仕上げ		m2	21	
2. 構造物取壊し工				
(1) 構造物取壊し工				
マンホール工既設頂板取壊し	鉄筋構造物	m3	3.2	
殻運搬・処理	有筋コンクリート	m3	3.2	
3. 仮設工				
(1) 仮設道路工				
敷鉄板設置・撤去		m2	127.9	
土木シート		m2	134.1	
(2) 水替え工				
排水ポンプ	小口径	箇所	1	
【施工場所⑥】 齊内川サイホン及び栗沢川サイホン				
1. 齊内川サイホン補修工				
(1) 高圧洗浄				
高圧洗浄	14.7Mpa	m2	1,215	
(2) 目地補修工				
伸縮目地補修工	伸縮目地	m	91.3	
施工目地補修工	施工目地	m	28.6	
(3) 断面修復工 (欠損・剥離)				
人力はつり	t ≤ 5cm	m2	8.63	
断面修復工	無機系被覆材	m2	8.63	
(4) 断面修復工 (浮き)				
人力はつり	t ≤ 1cm	m2	0.24	

# 工 事 数 量 表

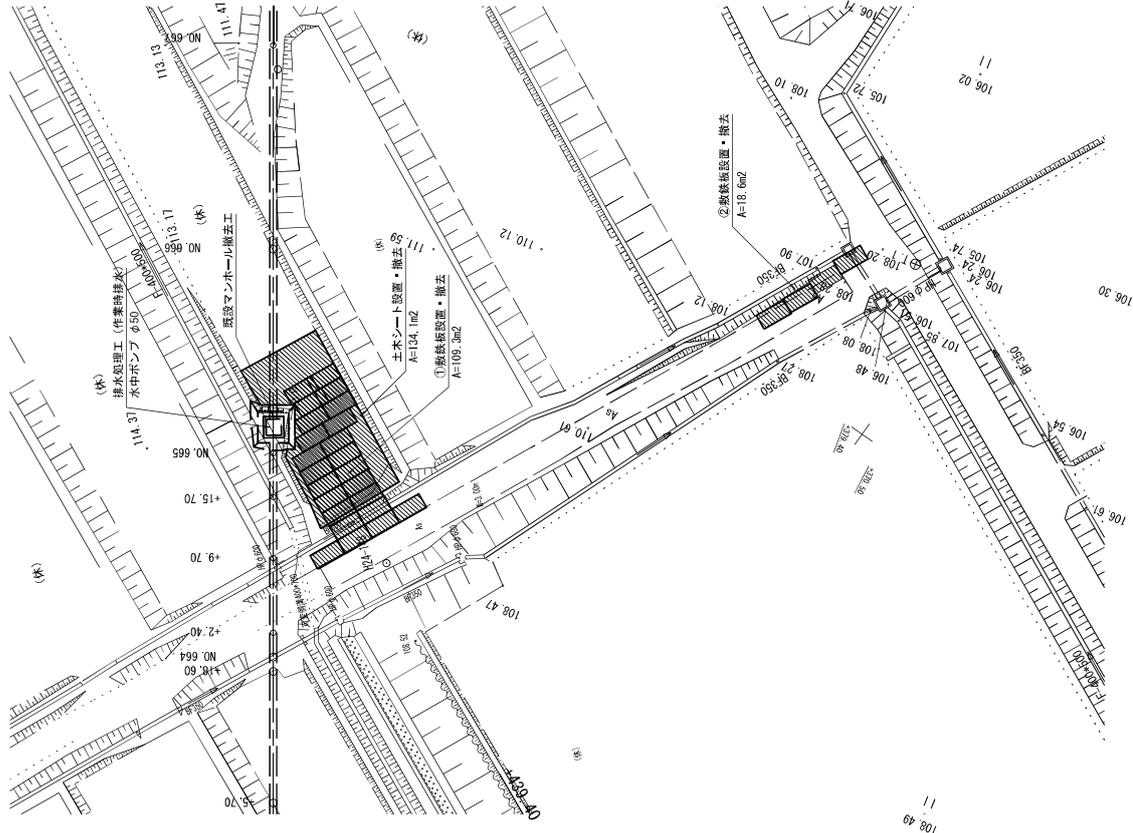
別紙-1

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
断面修復工	無機系被覆材	m2	0.24	
(5) ひび割れ補修工				
ひび割れ低圧注入工	ひび割れ幅0.2mm	m	170.7	
(6) 鉄筋露出防錆処理工				
人力はつり	t ≤ 3cm	m2	1.0	
防錆材塗布	刷毛塗り	m2	0.6	
断面修復工	無機系被覆材	m2	1.0	
(7) 産業廃棄物処理費				
殻運搬・処理	無筋コンクリート殻	m3	0.1	
2. 栗沢川サイホン				
(1) 目地補修工				
伸縮目地補修工	伸縮目地	m	9.5	
5. 仮設工				
(1) 仮設工				
土のう工		m3	0.62	
足場工	手摺先行型枠組足場	式	1	
足場工	単管足場	式	1	
(2) 水替工				
水替工	掘削水路内	箇所	2	

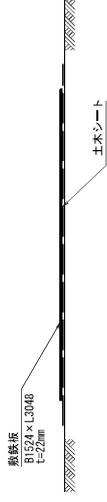


# 工事用地図

平面図  
S=1:250



仮設ヤード標準断面図  
S=1:50



ハッチング部・・・工事用地

工事名	宮城県仙台市青葉区二丁目二番地 仙台市青葉区 第二田代町地区排水設備改良工事		
図面名	仙台市青葉区 二丁目二番地 第二田代町地区排水設備改良工事 仮設ヤード標準断面図		
作成年月日	図示	図面番号	15
縮尺	図示	図面番号	15
会社名	株式会社 東北建設 仙台二丁目建設事務所		

## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
  - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

令和5年度  
田沢二期農業水利事業  
第二田沢幹線用水路(その51)他補完工事

図 面 目 録

図面番号	施工場所	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	施工場所①～⑥	位置図	1	
2	施工場所①	第二小滝川サイホン 平面縦断図	1	
3 - 1/2		第二小滝川サイホン 下流トランシジョン構造図(1/2)	1	
3 - 2/2		第二小滝川サイホン 下流トランシジョン構造図(2/2)	1	
4 - 1/2		第二小滝川サイホン 下流トランシジョン配筋図(1/2)	1	
4 - 2/2		第二小滝川サイホン 下流トランシジョン配筋図(2/2)	1	
5		第二小滝川サイホン 管路更生工法仮設計画図	1	
6	施工場所②	北沢サイホン工事用道路 全体平面図	1	
7		北沢サイホン工事用道路 杉沢橋補強仮橋撤去図	1	
8		北沢サイホン工事用道路 北沢橋補強仮橋撤去図	1	
9		北沢サイホン工事用道路 白岩補強仮橋①撤去図	1	
10		北沢サイホン工事用道路 白岩補強仮橋②撤去図	1	
11	施工場所③	大相沢階段工 撤去詳細図	1	
12		大相沢トンネル ハッチ部閉塞工標準図	1	
13	施工場所④	第36・37号開渠 水路法面防草対策工範囲図	1	
14	施工場所⑤	北谷地沢サイホン マンホール撤去工詳細図	1	
15		北谷地沢サイホン マンホール撤去工仮設計画図	1	
16	施工場所⑥	栗沢川サイホン 出口トランシジョン補修図	1	
17		斉内川チェック工 取付工補修図	1	
18		斉内川チェック工 上流側オープントランシジョン補修図	1	
19		斉内川チェック工 補修図	1	
20		斉内川チェック工 下流側オープントランシジョン補修図	1	
21		斉内川チェック工 余水吐工補修図	1	
22		斉内川チェック工 越流部補修図	1	
23		斉内川チェック工 放水門補修図	1	
24		斉内川チェック工 ゲート操作台補修図	1	
25		斉内川チェック工 放水工 一般図	1	
26 - 1/4		斉内川チェック工 放水工補修図(1/4)	1	
26 - 2/4		斉内川チェック工 放水工補修図(2/4)	1	
26 - 3/4		斉内川チェック工 放水工補修図(3/4)	1	
26 - 4/4	斉内川チェック工 放水工補修図(4/4)	1		
27	斉内川サイホン 出口オープントランシジョン補修図	1		
28	栗沢川・斉内川サイホン 補修工詳細図	1		
合計			33	